

警察庁丁保発第116号
令和5年9月29日

経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて（依頼）

危険物運搬車両については、一たび事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすことから、これを未然に防止することが重要であると考えています。

こうした考えの下、これまで例年11月を危険物運搬車両に対する指導取締りの実施期間として重点的に指導取締りを推進してきたところ、今後は全国一律の実施期間を定めるのではなく、関係機関が更に連携し、より実効的な指導取締りを地域の実情に応じて実施してまいりたいと考えていますので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、必要に応じて管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、本件については、当庁から全都道府県警察に対しても同様の指示をしていることを申し添えます。